

橿原市告示 52号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日より適用します。

平成24年 3月13日

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
B	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域